

- 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2922 号</u></p> <p>第 1・2 【略】</p> <p>第 3 事業実施主体 要綱第 4 の農業者等の組織する団体とは、都道府県土地改良事業団体連合会（要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策又は第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策を実施する場合に限る。）、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法（<u>昭和 24 年法律第 195 号</u>）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。</p> <p>第 4～第 9 【略】</p> <p>第 10 その他 1～10 【略】 <u>11 事業実施主体が土地改良法第 111 条の 9 第 2 号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は別記の 1 のア、イ又はオから支弁するものとする。</u></p> <p>別記 【略】</p>	<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号 <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3643 号</u></p> <p>第 1・2 【略】</p> <p>第 3 事業実施主体 要綱第 4 の農業者等の組織する団体とは、都道府県土地改良事業団体連合会（要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策又は第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策を実施する場合に限る。）、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。</p> <p>第 4～第 9 【略】</p> <p>第 10 その他 1～10 【略】 (新設)</p> <p>別記 【略】</p>

改正後

現行

要領別表1 【略】

要領別表1 【略】

要領別表2 (防災減災対策)

要領別表2 (防災減災対策)

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) 【略】	【略】	【略】	【略】
(2) 【略】	【略】	【略】	【略】
(3) ため池防災環境整備	ア 【略】	【略】	【略】
	イ 地域防災上のリスク除去	ため池の廃止	以下のすべての条件を満たす地区であること。 (ア)・(イ) 【略】 (ウ) <u>埋立てによる廃止の場合は、開削(附帯施設の整備等を含む。)によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。</u> ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。 (エ)・(オ) 【略】
	ウ 【略】	【略】	【略】

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1) 【略】	【略】	【略】	【略】
(2) 【略】	【略】	【略】	【略】
(3) ため池防災環境整備	ア 【略】	【略】	【略】
	イ 地域防災上のリスク除去	ため池の廃止	以下のすべての条件を満たす地区であること。 (ア)・(イ) 【略】 (ウ) <u>埋立てによる土地造成を行わないもの。</u> ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。 (エ)・(オ) 【略】
	ウ 【略】	【略】	【略】

要領別表2-1～要領別表4 【略】

要領別表2-1～要領別表4 【略】

別記参考様式第1号～第5号 【略】

別記参考様式第1号～第5号 【略】

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。